

住友商事株式会社株式取扱規程

2012年4月1日改正

2012年4月1日実施

第 1 章 総 則

第1条 (目的)

当会社の株式に関する取扱い及びその手数料については、法令並びに株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）がその振替業に関し定めた規則及び振替業の業務処理の方法及び口座管理機関（以下「証券会社等」という。）が定めるところによるほか、定款に基づき、この規程の定めるところによる。

第2条 (株主名簿管理人)

当会社の株主名簿管理人及び同事務取扱場所は、次のとおりとする。

株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社

事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社
証券代行部

第 2 章 株主名簿への記録等

第3条 (株主名簿への記録)

- ① 株主名簿記載事項の変更は、総株主通知等機構からの通知（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第154条第3項に規定された通知（以下「個別株主通知」という。）を除く。）により行うものとする。
- ② 前項のほか、新株式発行その他法令に定める場合は、機構からの通知によらず株主名簿記載事項の変更を行うものとする。
- ③ 株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記録するものとする。

第 3 章 届 出 事 項

第4条 (株主名簿記載事項に係る届出)

- ① 株主は、その氏名又は名称及び住所を機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出るものとする。

- ② 前項の届出事項を変更したときも同様とする。

第5条 (外国居住株主等の通知を受けるべき場所の届出)

- ① 外国に居住する株主、登録株式質権者又はそれらの法定代理人は、日本国内に常任代理人を選任するか、又は日本国内において通知を受けるべき場所を定め、常任代理人の氏名若しくは名称及び住所又は通知を受けるべき場所を、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出るものとする。
- ② 前項の届出事項を変更したとき又は解除があったときも同様とする。

第6条 (法人株主の代表者)

- ① 法人である株主は、その代表者1名を機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出るものとする。
- ② 前項の届出事項を変更したときも同様とする。

第7条 (共有株式の代表者)

- ① 株式を共有する株主は、その代表者1名を定め、共有代表者の氏名又は名称及び住所を機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出るものとする。
- ② 前項の届出事項を変更したときも同様とする。

第8条 (法定代理人)

- ① 株主の親権者及び後見人等の法定代理人は、その氏名又は名称及び住所を機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出るものとする。
- ② 前項の届出事項を変更したとき又は解除があったときも同様とする。

第9条 (機構経由の確認方法)

当会社に対する株主からの届出が証券会社等及び機構を通じて提出された場合は、株主本人からの届出とみなす。

第4章 株主確認

第10条 (株主確認)

- ① 株主(個別株主通知を行った株主を含む。)が請求その他株主権行使(以下「請求等」という。)をする場合、当該請求等を本人が行ったことを証するもの(以下「証明資料等」という。)を添付し、又は提供するものとする。ただし、当会社において本人からの請求等であることが確認できる場合はこの限りではない。

- ② 当会社に対する株主からの請求等が、証券会社等及び機構を通じてなされた場合は、株主本人からの請求等とみなし、証明資料等を要しない。
- ③ 代理人により請求等をする場合は、前二項の手続きのほか、株主が署名又は記名押印した委任状を添付するものとする。委任状には、受任者の氏名又は名称及び住所の記載を要するものとする。
- ④ 保佐人又は補助人の同意を必要とするときは、同意又は同意に代わる許可を証明する書面を提出するものとする。
- ⑤ 代理人についても第1項及び第2項を準用する。
- ⑥ 当会社は、当会社が要求する証明資料等の提供を受けるまで、請求等を受理しない。

第 5 章 株主権行使の手続き

第11条 (少数株主権等)

振替法第147条第4項に規定された少数株主権等を当会社に対して直接行使するときは、個別株主通知の申出をしたうえ、署名又は記名押印した書面により行うものとする。

第12条 (株主提案議案の株主総会参考書類記載)

株主総会の議案が株主の提出によるものである場合、会社法施行規則第93条第1項により当会社が定める分量は以下のとおりとする。

1. 提案の理由

各議案ごとに400字

2. 提案する議案が役員選任議案の場合における株主総会参考書類に記載すべき事項

各候補者ごとに400字

第13条 (単元未満株式の買取請求の方法)

単元未満株式の買取りを請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて行うものとする。

第14条 (買取価格の決定)

- ① 前条の買取請求の買取単価は、買取請求が株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する立会市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないとき又はその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。
- ② 前項による買取単価に買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。

第15条 (買取代金の支払)

- ① 当社は、前条により算出された買取価格から、第24条の規定による手数料を控除した金額を買取代金とし、当社が別途定めた場合を除き、機構の定めるところにより買取単価が決定した日の翌日から起算して4営業日目に支払うものとする。ただし、買取価格が剰余金の配当又は株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日までに買取代金を支払うものとする。
- ② 買取請求者は、その指定する銀行預金口座への振込み又はゆうちょ銀行現金払いによる買取代金の支払を請求することができる。

第16条 (買取株式の移転)

買取請求を受けた単元未満株式は、前条による買取代金の支払又は支払手続きを完了した日に当社の振替口座に振替えるものとする。

第17条 (単元未満株式の買増請求の方法)

単元未満株式を有する株主が、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求(以下「買増請求」という。)するときは、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて行うものとする。

第18条 (買増請求の効力発生日)

買増請求の効力は、買増請求が株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日に生じるものとする。

第19条 (自己株式の残高を超える買増請求)

同日になされた買増請求について、その株式数の合計が、当社の保有する譲渡すべき自己株式数を超えているときは、その日におけるすべての買増請求は、その効力を生じないものとする。

第20条 (買増価格の決定)

- ① 買増請求の買増単価は、買増請求の効力発生日の東京証券取引所の開設する立会市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないとき又はその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。
- ② 前項による買増単価に買増請求株式数を乗じた額をもって買増価格とする。

第21条 (買増株式の移転)

買増請求を受けた株式数に相当する自己株式は、機構が定めるところにより、買増請求をした株主が証券会社等を通じて、買増代金として買増価格に第24条に定める手数料

を加算した金額が当会社所定の銀行預金口座に振り込まれたことを確認した日に、買増請求をした株主の振替口座への振替を申請するものとする。

第22条 (買増請求の受付停止期間)

- ① 当会社は、次に掲げる日から起算して10営業日前から当該日までの間、買増請求の受付を停止する。
 1. 毎年3月31日
 2. 毎年9月30日
 3. その他機構が定める株主確定日等
- ② 前項にかかわらず、当社が必要と認めるときは、別に買増請求の受付停止期間を設けることができるものとする。

第6章 特別口座の特例

第23条 (特別口座の特例)

特別口座の開設を受けた株主の本人確認その他特別口座に係る取扱いについては、機構の定めるところによるほか、特別口座の口座管理機関が定めるところによるものとする。

第7章 手数料

第24条 (手数料)

単元未満株式の買取請求及び買増請求に係る手数料は、それぞれ、第14条に定める買取価格及び第20条に定める買増価格の0.2%とする。